- Q1 保険証が発行されなくなるのはいつですか?
- Q2 令和6年12月2日以降、手元にある保険証は使えないの?
- Q3 令和6年12月2日以降、新たに加入した場合や保険証を紛失した場合、保険証は交付されますか?
- Q4 手元にある保険証の有効期限は令和7年3月31日です。令和7年4月1日以降はどうなるの?
- **Q5** 「資格確認書」ってなに?
- O6 「資格確認書」の交付には手続きが必要ですか?
- Q7 「マイナ保険証」を持っていると「資格確認書」は交付してもらえないの?
- Q8 「資格情報通知書」ってなに?
- Q9 「マイナ保険証」はすぐにつくらないといけないの?
- Q10 「マイナ保険証」を利用するまでの流れを教えてください
- Q11 「マイナ保険証」を紛失したときの手続きを教えてください
- Q12 「マイナ保険証」の保険証利用登録だけ解除できますか?
- Q13「限度額認定証」は交付されますか?
- Q14「高齢受給者証」は交付されますか?
- Q15 資格取得や喪失の手続きは今後どうなりますか?
- Q16 「マイナ保険証」の登録ができているか確認する方法はありますか?
- Q17 マイナンバーカードの暗証番号がロックされた場合、保険証として利用できますか?
- Q18 マイナンバーカードは返納できますか?

Q1

#### 保険証が発行されなくなるのはいつですか?

12月2日以降、保険証を発行することができなくなります。これ以降、新たに加入された方や紛失などによる再発行、住所変更などによる券面変更があった場合の保険証も発行できなくなります。

Q&A一覧へ

02

#### 令和6年12月2日以降、手元にある保険証は使えないの?

お手元の保険証は、券面の有効期限(令和7年3月31日)まで引き続きお使いいただくことができます。誤って破棄しないように注意してください。

Q&A一覧へ

Q3

令和6年12月2日以降、新たに加入した場合や保険証を紛失した場合、保険証は 交付されますか?

12月2日以降、新たに保険証を発行することができません。新たに加入された方や紛失などによる再発行、住所変更などによる券面変更があった場合の保険証も発行できません。

- 〔マイナ保険証をお持ちでない方〕には保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を提示することで医療機関を受診できます。(「資格確認書」ってなに? 0.5 へ)
- 〔マイナ保険証をお持ちの方〕は「マイナ保険証」で医療機関を受診することができます。「マイナ保険証」が使えない場合に「マイナ保険証」とあわせて提示する「資格情報通知書」を交付します。(「資格情報通知書」ってなに?Q8へ)
- ※マイナ保険証・・・健康保険証として使用できるよう利用登録したマイナンバーカードのことです。

Q4

手元にある保険証の有効期限は令和7年3月31日です。令和7年4月1日以降はどうなるの?

お手元の保険証の有効期限が切れる前に、「マイナ保険証」の保有状況を確認し「資格確認書」または「資格情報通知書」を交付します。

- 〔マイナ保険証をお持ちでない方〕へ「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を提示すると、これまでの保 険証と同じように医療機関を受診することができます。(「資格確認書」ってなに?Q5へ)
- 〔マイナ保険証をお持ちの方〕は「マイナ保険証」で医療機関を受診することができます。「マイナ保険証」が使えない場合に「マイナ保険証」とあわせて提示する「資格情報通知書」を交付します。(「資格情報通知書」ってなに?○8へ)
- ※マイナ保険証・・・健康保険証として使用できるよう利用登録したマイナンバーカードのことです。

Q&A一覧へ

Q5

### 「資格確認書」ってなに?

これまでの保険証の代わりになるものです。「資格確認書」は〔マイナ保険証をお持ちでない方〕へ交付します。「資格確認書」を提示することで、今までの保険証と同じように医療機関を受診することができます。毎年4月に「資格確認書」を〔マイナ保険証をお持ちでない方〕へ有効期間1年で一斉交付します。

注意「資格確認書」は〔マイナ保険証をお持ちの方〕には交付することができません。

O&A一覧へ

Q6

#### 「資格確認書」の交付には手続きが必要ですか?

〔マイナ保険証をお持ちでない方〕は手続きの必要はありません。当分の間は申請によらず国保組合で交付します。

**Q7** 

### 「マイナ保険証」を持っていると「資格確認書」は交付してもらえないの?

交付することができません。〔マイナ保険証をお持ちの方〕は「マイナ保険証」で医療機関を受診することができます。 ただし、次の方は「マイナ保険証」をお持ちでも、本人の申請により「資格確認書」を交付することができます。

- マイナ保険証を紛失した方または更新中の方
- マイナンバーカードの電子証明の有効期限が切れたあと継続利用の意向のない方
- 医療機関を受診するにあたり第三者(介助者など)の補助が必要な方

**Q&A一覧へ** 

**Q8** 

### 「資格情報通知書」ってなに?

「マイナ保険証」の券面には、氏名・住所・生年月日などの記載しかなくご自身が加入している健康保険の資格情報がわかりません。健康保険の資格情報を確認できるよう「資格情報通知書」を交付します。また、「マイナ保険証」が使用できない医療機関を受診するときは「マイナ保険証」と「資格情報通知書」をセットで提示すると受診することができます。

注意「資格情報通知書」のみで医療機関を受診することはできません。

Q&A一覧へ

Q9

## 「マイナ保険証」はすぐにつくらないといけないの?

あわてて作らなくても大丈夫です。〔マイナ保険証をお持ちでない方〕へは「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を提示することで、これまでどおり医療機関を受診することができます。「マイナ保険証」の取得は任意であり義務ではありません。

# どうなるの?

## 保険証新規発行廃止後のQ&A

Q10

### 「マイナ保険証」を利用するまでの流れを教えてください

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには次の①~③の手続きが必要です。

#### <利用方法>

① マイナンバーカードを取得する

#### 【 申請方法 】

- オンラインで申請する
- 郵便で申請する
- 証明写真機から申請する
- ② マイナンバーカードを健康保険証として使用できるよう利用登録する
- 【 利用登録の方法 】
- 医療機関や薬局などの受付(カードリーダー)で行う
- ▼イナポータルで行う
- セブン銀行 A T Mで行う
- ③ 医療機関などの窓口にあるカードリーダーを使って受付をする
- 【 受診方法 】
- カードリーダーにマイナンバーカードを置く
- 本人認証を行う (顔認証または暗証番号)
- 各種情報提供の同意選択を行う

※「マイナ保険証」は東建国保で発行することはできまん。ご自身でマイナンバーカードを取得し健康保険証として使用できるよう利用登録を行います。

Q11

### 「マイナ保険証」を紛失したときの手続きをおしえてください

#### く必要な手続き>

- マイナンバーカード機能停止の手続きが必要です。マイナンバー総合フリーダイヤルへ連絡してください。【マイナンバー総合フリーダイヤル(通話料無料) 0120-95-0178】
- 警察へ遺失届・盗難届の届出をする
- お住まいの市区町村でマイナンバーカードの再発行の手続きをしてください(再発行料など詳細についてはお 住まいの市区町村までお問合せください)。
- 「資格確認書交付申請」をしてください(所属の組合または東建国保までご連絡ください)。「マイナ保険 証」が再発行されるまでの間、「資格確認書」を交付します。また、マイナンバーカードを再発行したことにより、 マインバーが変更されたときは「個人番号変更届」を後日提出してください。

Q&A一覧へ

Q12

### 「マイナ保険証」の保険証利用登録だけ解除できますか?

「マイナ保険証」の利用登録のみを解除することができます。利用登録の解除を希望される方は、東建国保へ「利用登録解除」の申請をしてください。東建国保では、国のシステムへ「マイナ保険証」の利用登録の解除を行ったあと、「資格確認書」を交付します。解除申請については所属の組合または東建国保までご連絡ください。

Q13

### 「限度額適用認定証」は交付されますか?

これまでどおり、申請していただくことにより、「限度額適用認定証」を交付することはできます。

注目!

※オンライン資格確認が導入されている医療機関を受診する場合、医療機関の窓口で限度額適用認定証情報の提供に同意すると、「限度額適用認定証」の提示がなくても、窓口負担が高額療養費制度に基づき所得に応じた自己負担限度額区分までで済むようになります。

#### <利用方法>

●「マイナ保険証」で受診する場合

受付の際に、マイナンバーカードリーダーの画面で、限度額区分情報の提供に"同意"するを選びます(令和6年10月7日より限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略が始まっています)。

● 「保険証」または「資格確認書」で受診する場合

受付の際に、「保険証」または「資格確認書」を提示して、口頭で"オンライン資格確認で限度額区分を確認してください"と申し出ます。

次の場合は「限度額適用認定証」の提示が必要です

オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関を受診する場合は、「限度額適用認定証」の提示が必要です。これまでどおり、申請していただくことにより、「限度額適用認定証」を発行します。

O&A一覧へ

Q14

#### 「高齢受給者証」は交付されますか?

令和7年4月1日から「高齢受給者証」は交付されなくなります。これまで、保険証とは別に医療機関で支払う一部負担額の割合を記載した「高齢受給者証」(ハガキより少し小さいサイズ)を発行していましたが、今後は「高齢受給者証」は「資格確認書」または「資格情報通知書」と一体化されます。70歳以上の方に交付する「資格確認書」または「資格情報通知書」に負担割合を記載して交付します。

O&A一覧へ

Q15

#### 資格取得や喪失の手続きは今後どうなりますか?

資格取得や喪失の届出や住所変更の手続きなどは、今までどおり届出が必要です。

資格取得届を受理後、「マイナ保険証」の保有状況を確認し「資格確認書」または「資格情報通知書」を交付します。「マイナ保険証」の保有状況を確認するのに5日程度お時間がかかります。お手元に届くのに、お時間をいただくこととなりますが、ご理解いただきますようお願いします。

- ※14日以内に所属の組合までお手続きをお願いします。
- ※資格取得の届出にはマイナンバーの記載が義務となっています。ご記入をお願いします。

Q&A一覧へ

Q16

### 「マイナ保険証」の登録ができているか確認する方法はありますか?

マイナポータルにログインして"登録状況の確認"から"健康保険証"を押していただくと健康保険証登録状況を確認することができます。

※マイナポータル・・・政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせが確認できたりします。健康保険の情報もこちらで確認できます。

Q17

マイナンバーカードの暗証番号がロックされた場合、保険証として利用できますか?

暗証番号がロックされていても保険証として利用することはできます。顔認証付きカードリーダーでの顔認証または 医療機関の受付職員によるマイナンバーカードの顔写真との目視確認で本人確認することができます。 暗証番号のロック解除はお住まいの市区町村で電子証明書のパスワード(4桁の番号)の再設定を行ってくだ さい。

Q&A一覧へ

Q18

### マイナンバーカードは返納できますか?

マイナンバーカードを返納する際は、お住まいの市区町村にマイナンバーカードをご持参いただき、返納届を提出する必要があります。詳しくはお住まいの市区町村までお問合せください。